

(事業主の方へ)

(別紙1)

平成25年10月1日以降

雇用調整助成金

の支給限度日数が
変更になります。

雇用調整助成金は、平成25年10月1日以降、下記のように内容の一部が変更になります。
現在受給中、または今後ご利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

現行

(対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定している場合)

1年間で100日(3年間で300日)



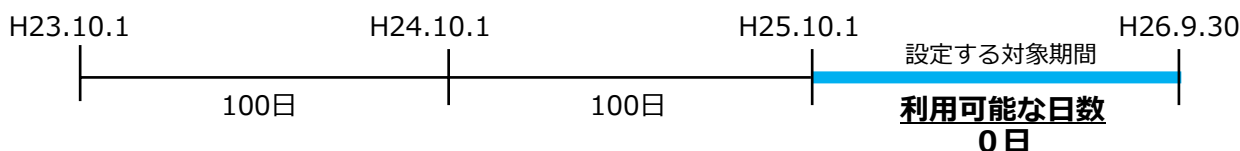
対象期間の初日を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合から

1年間で100日(3年間で150日)

(事例1) 過去2年間に50日ずつ(計100日)利用した場合



(事例2) 過去2年間に100日ずつ(計200日)利用した場合



※この事例では、過去2年間で150日以上利用しているため、1年間は利用できません。

(事例3) 過去2年間に20日ずつ(計40日)利用した場合



(※1) 岩手県、宮城県、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降

(※2) 岩手県、宮城県、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降

詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク